

平成27年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び幼稚園」を「および幼稚園」に、「及び常時勤務の講師」を「および講師（常勤の者および同法第28条の5第1項または第28条の6第2項の規定により採用された者に限る。以下同じ。）」に改める。

第2条第1項中「及び常時勤務の講師」を「および講師」に改め、同条第2項中「常時勤務の講師」を「講師」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

再任用短時間勤務の講師の勤務条件を定めるため